村山市スポーツ施設指定管理業務仕様書

村山市スポーツ施設の指定管理については、村山市スポーツ施設条例、村山市スポーツ施設条例施行規則及び関係法令及び村山市スポーツ施設の指定管理者協定書の定めによるほか、この仕様書による。

１　施設の概要

（１）名称：別紙１を参照

（２）所在地：別紙１を参照

（３）開設期間・利用時間

村山市スポーツ施設条例で定める使用期間及び使用時間を開設期間及び利用時間とする。ただし、市長との協議により開設期間と使用時間を設定することができる。

（４）休館日

市民体育館の休館日は、１２月２９日から翌年の１月３日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日を変更し又は臨時に休館日を定めることができる。

２　指定管理者が行う業務範囲及び内容

（１）管理施設の設置目的の達成に関する業務

①運動・スポーツイベントの充実（積極的な自主事業の実施）
②市民の健康・体力づくりの指導
③利用者ニーズの把握及び反映、苦情対応
④利用者の安全対策
⑤関係機関、地域との連絡調整

（２）管理施設の使用許可に関する業務

①使用許可及び占用許可申請の受付・案内
②使用料減免の受付・案内
③施設利用の調整・指導
④利用団体調整のための利用者会議の開催

（３）管理施設の使用に係る利用料金の徴収等に関する業務

①利用料金の設定・徴収
②不可抗力等による利用料金の返金

（４）管理施設等の維持管理に関する業務

①日常的な施設等の状況確認と対応措置
②修繕及び整備
③保守管理に係る各種業務（清掃、保安警備業務等）
④給水設備開閉設業務
⑤指定管理業務に係る経理
⑥報告業務

・月次報告（施設の利用者数、売り上げなどの簡易報告の内容の記入）
・臨時報告（事故等の報告、一報後に書面で行う内容の記入）
・年次報告（事業報告書、精算書、提出を求めた書類など内容の記入）

（５）その他の業務

ほか、市内一周駅伝競走大会等、市長又は指定管理者が必要と認める業務（別紙 2 参照）

（６）市が実施する業務

次の業務については、市が実施する。

①不払い利用料の徴収業務
②本施設の目的外使用許可
③原則として管理施設の 30 万円以上の修繕

3　施設管理運営の基本方針

①施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
②公の施設として公平な運営を行うこと。
③利用者へのサービス向上と安全の確保に努めること。
④利用者増加に努めること。
⑤法令を遵守すること。
⑥経費の節減に努めること。

4　関係法令等の遵守

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、村山市スポーツ施設条例、村山市スポーツ施設条例施行規則、村山市個人情報保護条例、その他管理を行うに当たって関係する法令等を遵守すること。

5　人員の配置及び就業等

（１）業務責任者の配置

指定管理業務を統括的に管理する業務責任者、防火管理者の有資格者を配置すること。

（２）就業・服務

①施設に勤務する職員の勤務時間は、施設の運営に支障のないようあらかじめ定めておくこと。
②施設が公共施設であることを自覚し、利用者に接するときは言語、態度を端正にすること。

6　情報の公開

指定管理者が職務において作成し、又は取得した管理施設に関する文書等について、指定管理者はその公開に努めるなど、村山市情報公開条例を遵守しなければならない。

７　秘密の保持

指定管理者と指定管理業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

８　業務実施にあたり指定管理者が行う事項等

（１）管理責任の備え

管理責任に係る保険等は、指定管理者が加入する。

（２）業務実施前の準備

指定管理者の決定を受けた者は、円滑に業務が行えるよう業務実施前に事前準備を行なうとともに、前指定管理者より必要な引継ぎを受けるものとする。

（３）指定終了時における措置等

指定期間の終了、指定の取消しにより指定管理者の指定が終了となる場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供しなければならない。また、市長が認めるものを除き、指定が終了となる者の費用負担で、原状回復措置を行わなければならない。

（４）関係機関との連絡調整

本市の関係各課、その他関係機関との連絡調整を図り、適正かつ円滑な施設の管理運営に努めるものとする。

９　第三者による実施

（１）事前に市長の承諾を受けた場合を除いて、本事業の一部を第三者に委託しまたは請け負わせてはならない。

（２）本施設の設備保守点検等の一部を第三者に実施させる場合は、指定管理者の全ての責任と費用で負担し、原則として外部委任業者の選定及び契約は指定管理者が行うものとする。

10　管理施設の改修等

管理施設の修繕、改造、増築、移設については市で行うが、修繕については、簡易なガラス・電球交換等や1件30万円未満のものは原則として指定管理者の費用と責任で実施するものとする。

11　緊急時の対応

事故や緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、原因、状況及び処置について市長へ報告すること。また、施設の使用制限が必要となった場合は、市長と協議を行うものとする。

12　備品の貸与

（１）スポーツ施設関連の市所有の備品については、無償にて貸与するものとし良好な状態を保つよう心掛けること。経年劣化を除き、故意または過失により破損等した場合や、指定管理者が必要と判断する備品については、指定管理者にて購入・調達するものとする。ただし、原則として指定管理終了時は、引継ぎ対象とする。

（２）備品の適正管理を図るため、指定管理者の職員1名を分任出納員に指名する。適切に備品を管理し、毎年6月末までに備品保管状況報告書を提出するものとする。

13　業務計画書及び業務報告書の作成

（１）会計年度ごとに、毎年3月1日までに次年度の業務計画書を作成・提出するものとする（指定管理期間初年度は募集時の事業計画書で可）。

（２）会計年度ごとに、毎年5月10日までに前年度の業務報告書を以下の事項について作成・提出するものとする。

・本事業の実施状況に関する事項
・管理施設の利用状況に関する事項
・料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
・自主事業の実施状況に関する事項
・その他市長が指示する事項

（３）年度途中において指定管理者の指定を取り消された場合は、その取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を提出するものとする。

14　業務実施状況の確認

（１）提出された業務報告書に基づき、実施状況及び施設の管理状況の確認を行う。ほかにも管理物件に立ち入ることや説明を求める場合もある。

（２）確認の結果、条件を満たしていない場合は業務改善を勧告するので、速やかに応じること。

15　損害賠償

（１）故意または過失により管理物件に損害が生じた場合は、市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は全部または一部を免除することがある。

（２）第三者に損害が生じた場合は、市長と協議の上その損害を賠償すること。

16　不可抗力

（１）不可抗力（天災、人災、法令変更等）が発生した場合、早急に対応措置をとり、発生する損害・損失・増加費用を最小限にするよう努めること。

（２）損害・損失・増加費用が発生した場合は、市長へ書面にて報告し協議のうえ不可抗力の判定や費用負担等を決定する。不可抗力の発生に起因する損害等であれば市が負担するものとする。
（３）不可抗力の発生で業務が実施できなかった場合の実施義務はないが、協議の上、その業務費分については指定管理料から減額する場合がある。

17　防災拠点施設

大規模災害が発生した場合、村山市民体育館及び村山武道館は防災活動の一拠点（災害対策本部設置施設、避難所、災害物資集積場所等）となり、施設本来の目的での使用が制限されるが、積極的な対応・協力を行うこと。

18　市への協力

市が主催・支援する行事のほか調査依頼や資料作成等について、積極的かつ誠実に協力すること。

19　本業務の実施

指定管理業務は基本協定、年度協定、条例及び関係法令等のほか、仕様書及び事業計画書に従い実施する。基本協定、募集要項等及び事業計画書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本協定、募集要項等、事業計画の順にその解釈を優先させるものとする。

20　指定管理に係る経費

（１）不指定管理料の対象となる経費

対象の経費は、施設の管理運営に係る次のとおりの経費とする。

①人件費･･･雇用者の賃金
②事業費･･･事業実施にかかる経費
③管理費･･･施設管理にかかる経費

管理費のうち光熱水費、修繕費及び除雪経費等は年度予定費用とし、年度決算で精算するものとする。

（２）指定管理料の額

実際に支払われる指定管理料は、指定管理者が申請時に提示した額ではなく、これを上限として毎年度の予算編成ではじめて確定するため、年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合がある。

（３）指定管理料の支払方法等

指定管理料については、指定管理者の提案内容を踏まえ、事業内容及び指定管理料の額等を市長と指定管理者の両者で確認したうえで、指定期間全体額については「基本協定」で、毎年度の指定管理料の額と支払方法（分割回数・時期）については「年度協定」で明記するものとする。

（４）指定管理料の管理

指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、

固有の銀行口座を開設し適正な運用を図るものとする。また、帳簿の備え付けも行うものとする。

（5）指定管理料の変更

指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により、当初合意された指定管理料が不適当となった場合は、通知のうえ、変更について協議するものとする。

（6）利用料金制

本施設については地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制を採用する。これにより施設の利用料は指定管理者の収入とし、自主事業の参加費についても同様とする。ただし、市からの負担金・補助金等、特定の事業に係る対価として別途支払われたものは除くものとする。

（7）利用料金等の設定

指定管理者は、村山市スポーツ施設条例で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承諾を得て利用料金を定めるものとする。また、利用料金の改定や、自主事業の参加費等についても、市長の承諾を得て定めるものとする。

（8）利用料金の全部又は一部の免除

村山市スポーツ施設条例第15条第4項の規定に基づき、指定管理者は村山市スポーツ施設使用料の減免に関する要綱により、利用料金の全部又は一部を免除することができるものとする。

21　自主事業の取扱い

指定管理者が指定管理指定申請書または事業計画書で提案した自主事業については、指定管理料に含まれていないため、自己の責任とその事業によって得られる収入等をもって充てるものとする。その他、本施設の設置目的に合致し本業務の実施を妨げない範囲であれば、自己の責任と費用で自主事業を実施できるものとする。この場合においても、事前に市長に業務計画書を提出し承認を受けること。

22　指定管理者の指定の取消し等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合、又は指示によっても業務内容の改善がみられないと認められる場合は、指定管理者の候補者としての選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

（1）指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等

①村山市議会により指定議案が否決されたとき。

②指定管理者の候補者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

③指定管理者の候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

④その他指定管理者に指定することが不可能となった場合又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合

（２）指定期間中における取消し要件等

①業務に際し不正行為があったとき。

②市長に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき。

③指定管理者が協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき。

④自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。

⑤その他、市長が必要と認めるとき。

（３）協定締結の解除等について

上記（１）又は（２）が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除することができるものとする。

（４）損害賠償

上記（１）又は（２）により指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、市に損害が発生したときは損害賠償請求をすることができるものとする。また、指定管理者に損害が生じても市は賠償しない。

（５）管理に要した費用の清算

上記（２）により指定管理者の指定が取り消され又は業務の全部が停止となった場合において、それまでに管理に要した費用が、市が指定管理者に支払った額に満たないときは、指定管理者は市に対して残額を支払うものする。

（６）その他

①指定管理者は、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

②不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除出来るものとする。

③自己の都合により指定管理者側から指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう適切な余裕期間をもって申し出をするものとする。

23　調査及び監査等

地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

24　その他

（１）法人又は団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名等、変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

（２）この仕様書及び指定管理者と協定する協定事項に定めのない事項があった場合、又はこの仕様書を変更する必要が生じた場合は、誠意をもって指定管理者と協議のうえ、市長が定めるものとする。